

仙台市消防局後援名義使用承認事務取扱要領

(令和8年3月26日消防局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、団体等が行事を実施するにあたり、消防局が後援をする場合の基準及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援の名義)

第2条 前条に定める後援について使用を承認する名義は、「仙台市消防局」とする。

(事務取扱い等)

第3条 その他消防局が後援をする場合の基準及び事務の取扱いについては、仙台市後援名義使用承認事務取扱要領（令和8年2月27日総務局長決裁）の規定を準用する。この場合において、「仙台市」を「消防局」と、「市長」を「消防局長」と、「総務局総務部庶務課」を「総務部総務課」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施する。